

旧スプリアス規格の無線設備への対応について

不必要な電波(不要電波)をできる限り低減させるため、平成17年に無線設備のスプリアス発射の強度について、許容値の改正が行われました。



旧スプリアス規格の無線設備は、使用期限が令和4年11月30日と定められていましたが、当分の間に改められました。(令和3年8月3日総務省令第75号)



令和4年12月1日以降も、旧スプリアス規格の無線設備の継続使用ができます。免許状に令和4年11月30日までとする旨の免許の条件が付されているものは、当該条件が付されていないものとみなされます。

詳細は、総務省の電波利用ホームページをご覧ください

<http://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/others/spurious/index.htm>

◎ ご不明な点は、メーカー、最寄の販売店等にご相談ください。